

【参考】各職種の配置基準

① 児童相談所運営指針における配置基準（児童相談所）

「児童相談所運営指針」においては、以下の職員を置くことを標準としている。

職種	配置基準
所長	1人
児童福祉司	① 各児童相談所の管轄区域の人口を3万で除して得た数とする。 ② 各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が標準的な自治体の人口1人当たりの件数の平均値0.001より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数を上乘せする。
児童福祉司 S V	児童福祉司5人につき1人（端数は四捨五入）
里親養育支援児童福祉司	各児童相談所1名を配置することを標準とする。
児童心理司	児童福祉司2人につき1人以上配置することを標準とする。
児童心理司 S V	—
相談員	—
医師	各児童相談所に1人以上配置すること。
保健師	各児童相談所に1人以上配置すること。
弁護士	弁護士の配置又はこれに準ずる配置を行うこと。

② 児童相談所運営指針における配置基準（一時保護所）

「児童相談所運営指針」においては、以下の職員を置くことを標準としている。

職種	配置基準
児童指導員及び保育士	家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置すること。
医師	—
看護師	—
心理療法担当職員	—
栄養士	—
調理員	—